

【資料】国際海洋法裁判所「深海底活動責任事件」 2011年2月1日勧告的意見（二・完）

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「深海底における活動に関して人及び団体を保証する国の責任と義務」

国際海洋法裁判所海底紛争裁判部勧告的意見

目次

勧告的意見

序

質問1について（以上本誌第66巻1号）

質問2について

質問3について

主文（以上本号）⁹⁾

9) 訳者注：訳語についての若干の説明

訳語については、煩雑さと読みにくさを避けるため、個々に原語を挿入したり説明文を付したりはしていない。ただ、2点について若干の説明を行いたい。

(1) 1つは、“responsibility”、“liability”及び“obligation”の語の訳語についてである。詳細は措くが、“responsibility”は国際法において国際違法行為責任を指す一般的な用語であるが、法的義務の意味で用いられることも少なくない。

“liability”も同じく国際違法行為責任を指す語として用いられるが、金銭的な支払義務という意味で用いられることも多く、また刑事責任の意味で用いられることもある。“obligation”は「法的義務」を指す一般的な語であり、違法行為責任の意味はない。ILC国家責任条文では、“obligation”の違反により“responsibility”が生じるという法的論理構造が採られており（1条・2条）、このILC条文では“liability”の文言は用いられていない。

本勧告的意見は、それぞれの関係条文におけるこれらの語の意味を明らかにしているが、大まかに言って、“responsibility”が義務、“liability”が違法行為責任を指すものという理解である（64～71項）。海洋法条約の公定訳は、その実質的な意味を捉えて訳し分けている。

このように、“responsibility”、“liability”及び“obligation”の3語は、いずれも「義務」の意味を持ちしかも前2者は違法行為責任の意味を持つこと、公定訳

質問2について

164. 当裁判部に付託された第二の質問は、次の内容である。

「条約153条2項(b)に従い締約国が保証する者が条約（特に第11部）及び1994年実施協定の規定に従わなかったことについての当該国の責任（liability）の範囲は何か。」

は訳語を統一していないこと、そして、義務の違反により責任が発生するという法的論理構造を踏まえると、これらの語を統一した訳語で日本語のみで記述することは、大きな混乱の元になる。そのため、これらについては、一方で公定訳に従いつつ、他方で勧告的意見が示した意味に従って訳語を選択することとし、混乱を回避しうる限度で原語を付した。

(2) もう1つは、“reparation”、“compensation”及び“relief”の訳語についてである。

“reparation”は、一般に、国の違法行為責任の法効果を指す語として用いられ（ILC条文31条1項、本勧告的意見194項参照）、日本語訳としては、「賠償」と訳されることが多いが、「回復」の訳語が用いられることもある（『国際条約集2015』（有斐閣）など）。この語の訳語について、萬歳寛之『国際違法行為責任の研究』（成文堂、2015年）143頁脚注3参照。

“compensation”は、基本的に、金銭による支払いという意味を有する。この語は、責任の法効果という意味での“reparation”の1方式に位置付けられる場合は（ILC条文34条、本勧告的意見196項参照）、「金銭賠償」と訳されることが多い。それ以外では、金銭による支払いという意味を残しつつ、文脈に応じて訳語が使い分けられる（例えば、海洋法条約235条2項での公定訳は「補償」（本勧告的意見139項参照）、同条3項では「賠償及び補償」、263条では「賠償」である。なお、ITLOS規程18条4項では、裁判官の「報酬」である）。

“relief”は一般的な語であり、「救済」が最も適当な訳語といえる。ただ、海洋法条約235条2項（本勧告的意見139項参照）は、これを“compensation”を含む概念として用いつつ、他方で本勧告的意見122項や139項表題の“compensation”の語は必ずしも金銭による支払いの意味に限定されておらず、これらにおいては、“relief”と“compensation”が実質的に同じ意味で用いられている。

こういった事情を勘案して、これらの語の訳出にあたっては、文脈に応じて、「救済」、「賠償」、「賠償金」、「補償」など最も意味が適当と思われる訳語を選択し、しかし煩雑さと読みにくさを守るため、原語を挿入することは避けた。

(3) 以上のように、これらの訳語については、訳者自身の解釈が含まれていることに注意してもらいたい。また、これらの訳語は、あくまでもここでの訳出にあたっての便宜であって、特にILC条文についてここで選択した訳語が常に適当であるということではない。

I. 適用のある条文

165. この質問に回答するにあたり、当裁判部は、海洋法条約139条2項から始めることとし、この条文を附属書Ⅲ第4条4項第2文と合わせて解釈する。

166. 海洋法条約139条2項は次の規定である。

「締約国又は国際機関によるこの部の規定に基づく義務（responsibilities）の不履行によって生ずる損害については、国際法の規則及び附属書Ⅲ第22条の規定の適用を妨げることなく、責任（liability）が生ずる。共同で行動する締約国又は国際機関は、連帯して責任を負う。ただし、締約国は、第153条4及び同附属書第4条4の規定による実効的な遵守を確保するためのすべての必要かつ適当な措置をとった場合には、第153条2(b)に定めるところによって当該締約国が保証した者がこの部の規定を遵守しないことにより生ずる損害について責任を負わない。」

167. 附属書Ⅲ第4条4項第2文は、次のように規定する。

「保証国は、自国の管轄の下にある者による遵守の確保のため、自国の法制度の枠内で合理的に適当な法令を制定し及び合理的に適当な行政上の措置を講じている場合には、自国が保証している契約者の義務の不履行によって生ずる損害についての責任（liable）を負わない。」

168. 当裁判部は、また、海洋法条約235条と304条及び附属書Ⅲ第22条の規定も考慮することとする。最後に、当裁判部は、適当な場合には、団塊規則と硫化物規則に定められた責任（liability）に関する関連規則についても、検討する。この点に関して、当裁判部は、これまで国際海底機構が作成した鉱業規則が対象としているのが概要調査と探査のみであることに、留意する。損害、特に海洋環境に対する損害の可能性は開発の段階で増大することを考えると、国際海底機構の構成国は将来の開発規則においても責任の問題を扱うものと思われる。当裁判部は、責任に関するこのような将来の規則を定めることを求められているのではないことを、強調しておきたい。ただし、国際海底機構の構成国は、海洋法条約における保証国の責任に関する関連規則についての本件勧告的

意見の解釈から、何らかの指針を得ることができよう。

169. 海洋法条約139条2項と304条は、それぞれ、「国際法の規則」と「国際法に基づく責任 (responsibility and liability) に関する現行の規則の適用及び新たな規則の発展」という文言を用いていることから、この点に関する慣習法上の規則を、特にILC国家責任条文に照らして、考慮しなくてはならない。ILC条文のいくつかは、慣習国際法を反映していると考えられている。ILC条文(旧ILC条文を含む)のいくつかは、慣習法規則を反映しているとして、当裁判所が援用しているし(1999年サイガ号事件(第2号事件)判決(*ITLOS Reports 1999*, p. 10, para. 171)), ICJも援用している(例えば、2005年コンゴ領武力活動事件判決(*ICJ Reports 2005*, p. 168, para. 160))。

II. 責任一般

170. まず、当裁判部は、海洋法条約・関係文書に定められている保証国に関する責任の制度について我々が理解しているところを述べておきたい。

171. 海洋法条約139条2項と上記の関連条文は、責任 (liability) の淵源について別々に規定しまたは言及している。すなわち、締約国の責任に関する規則(139条2項第1文)、保証国の責任に関する規則(139条2項但書)、及び契約者と国際海底機構の責任に関する規則(附属書Ⅲ第22条で言及)、である。139条2項第1文における「適用を妨げることなく」の文言は、締約国と国際機構の責任に関する国際法の規則に言及している。責任に関する国際法規則への言及は、304条にも見られる。当裁判部は、これらの規則は、海洋法条約の定める保証国の責任に関する規則を補完するものとする。

172. 海洋法条約139条2項の文言から明らかなように、責任は、保証国自身の義務 (responsibilities) の不履行から生じる。ただし、保証国は、自国が保証する契約者による義務不履行について責任を負わない(後述182項を見よ)。

173. もっとも、保証国の責任と、自国が保証する契約者が義務を遵守せず損害を引き起こすこととの間には、関連性がある。後に見るように、海洋法条約

139条と附属書Ⅲ第4条4項第2文は、契約者が引き起こす損害と保証国の責任との間の関連性を詳しく説明している（後述181項を見よ）。

174. 海洋法条約139条2項第1文は締約国（保証国を含む。）が自国の義務（responsibilities）を履行しなかった場合全般を対象としているが、その但書が扱っているのは保証国の責任についてのみである。

Ⅲ. 義務の不履行

175. 次に、当裁判部は、海洋法条約139条2項の定める責任（liability）を構成する要素の解釈を、附属書Ⅲ第4条4項と合わせて、行うこととする。

176. 海洋法条約139条2項の文言は、責任が生ずるための2つの要件を明確に定めている。1つは保証国が自国の義務（responsibilities）を履行しないことであり（主な用語の意味については前述64～71項を見よ）、もう1つは損害の発生である。

177. 海洋法条約139条2項が定める保証国の義務（responsibilities）の不履行は、深海底採鉱制度における国の義務に合致しない作為または不作為からなる。保証国がその義務を履行したかどうかは、一義的には、保証国が違反したとされる当該義務（obligation）の内容に依る。質問1に対する回答で示したように（前述121項）、保証国は、自国の直接義務と自国が保証する契約者が行う活動に関しての義務の両方を有する。これらの義務の性質は、責任の範囲も決定する。保証国がその直接義務を履行しない場合の保証国の責任は専ら海洋法条約139条2項第1文が規律するが、自国が保証する契約者が引き起こす損害に関連する義務を保証国が履行しない場合の保証国の責任は、同項の第1文と但書の両方が規律する。

Ⅳ. 損害

178. 上述したように、海洋法条約139条2項第1文によると、保証国の義務の

不履行により責任が生じるのは、損害が発生した場合に限られる。この条文は、保証国はその義務を履行しなかったが損害が発生していないという場合も、損害は発生したけれども保証国は義務を履行していたという場合も、対象としていない。このことは、責任に関する慣習国際法規則に対する例外をなす。1990年レインボー・ウォーリアー号事件仲裁裁判判決（*UNRIIAA*, vol. 20, p. 215, at para. 110）とILC国家責任条文2条注釈9項が示すように、国は、慣習国際法上、自国による国際義務の不履行により物理的損害が発生していない場合であっても、責任を負いうるからである。

179. 海洋法条約及び関連の鉱業規則（団塊規則第30規則及び硫化物規則第32規則）は、賠償金の対象となる損害が何か、誰が賠償金を請求する権利を有するのかについて、何も規定していない。これらの点についていうと、ここでの損害には、人類の共同の財産を構成する深海底とその資源に対する損害が含まれるものと思われる。また、賠償金を請求する権利を有する者には、国際海底機構、深海底採鉱を行う者、その他の海洋の利用者、及び沿岸国が含まれよう。

180. 海洋法条約は、国際海底機構がこのような請求を行う権利を有するとは、明確には述べていない。しかし、この権利は、海洋法条約137条2項の規定に黙示的に定められているとすることができる。この条文は、国際海底機構は人類「のために」行動すると規定する。各締約国も、公海と深海底の環境の保全に関する義務が有する対世的性格から、賠償金を請求する権利を有する。この見方は、ILC国家責任条文48条からも支持できる。この条文は、次のように規定する。

「被害国以外のいかなる国も、次の場合には、・・・他国の責任を追及する権利を有する。

- (a) 違反された義務が、当該国を含む国の集団に対するものであり、かつ、当該集団の集団的利益の保護のために設けられたものである場合、又は
- (b) 違反された義務が、国際共同体全体に対するものである場合」

義務不履行と損害の間の因果関係

181. 海洋法条約139条2項第1文は、「生ずる損害」に言及している。これは明らかに、損害と保証国の義務不履行との間に因果関係が存在する必要があることを示している。他方、139条2項但書は、この因果関係について言及していない。この条文は、契約者の活動とこの活動から生じる損害との間の因果関係に言及しているに止まる。しかし、当裁判部は、保証国の責任が生じるためには、保証国の義務不履行と契約者により引き起こされる損害との間に因果関係が存在しなくてはならないと考える。

182. 海洋法条約139条2項は、深海底における活動が条約第11部の規定を遵守して行われるよう確保する義務を、保証国に課している（前述108項を見よ）。つまり、保証国の責任が生じるのは、私人がその義務を履行しないことによるのではなく、保証国自身がその義務を履行しないことによる、ということである。保証国の責任が生じるためには、損害が存在することと、その損害は保証国による義務不履行の結果であることを、確認する必要がある。この因果関係は、推定することはできず、証明しなくてはならない。海洋法条約139条2項・関係文書が定める保証国の責任に関する規則は、この点に関する慣習国際法規則に合致している。国際法上、私人の行為は国に直接に帰属することはないが、その私人が国家機関として行動する権限を与えられている場合（ILC国家責任条文5条）またはその私人の行為を国が自己の行為として認めかつ採用した場合（同11条）には、その限りでない。ここの項で説明したように、海洋法条約附属書Ⅲ・関係文書が設けている責任制度は、保証国が保証する契約者の活動が保証国に帰属するとはしていない。

183. なお、保証国の義務不履行と損害との間の因果関係が確認されなかった場合であっても、保証国は国家責任に関する慣習国際法規則に基づき責任を負うのか、という問題がある。この問題については、後述208～211項で扱う。

184. 以上の理由から、当裁判部は、保証国の責任（liability）は、その義務（responsibilities）の不履行から生じ、自国が保証する契約者が引き起こした損害を契機として生じる、と結論づける。保証国の義務不履行と損害の間には

因果関係がなくてはならず、この因果関係は推定することができない。

V. 責任の免除

185. ここで、当裁判部は、海洋法条約139条2項但書と附属書Ⅲ第4条4項第2文の「ただし、・・・損害について責任 (liable) を負わない。」の文言の意味に、目を向ける。

186. この文言は、保証国の責任の免除について規定している。その効果は、保証国が保証する契約者が、海洋法条約、鉱業規則または契約のいずれかを遵守せずその不遵守により損害が生じた場合には、その保証国は責任を負わない、というものである。保証国の責任が免除される条件は、海洋法条約139条2項が定めるように、条約153条4項と附属書Ⅲ第4条4項の規定に従って「実効的な遵守を確保するためのすべての必要かつ適当な措置」をとること、である。

187. なお、海洋法条約附属書Ⅲ第4条4項は、責任を回避するためにとられる措置について保証国に無制限の裁量権を与えているわけではないことを、指摘しておく。この点については、後に質問3への回答において取り上げる。

VI. 海洋法条約における責任の範囲

188. ここでは、当裁判部は、海洋法条約139条2項但書における責任 (liability) の範囲を扱うこととする。この問題は様々な論点に関わる。すなわち、責任の基準、複数国による保証、賠償金の額と方式、及び契約者の責任と保証国の責任の関係、である。

責任の基準

189. 責任の基準について、本件裁判において、保証国は厳格責任を負う、つまり無過失責任を負うという主張があった。しかし、当裁判部は、損害について保証国の責任が生じるのは、保証国が相当の注意義務を果たさなかった場合

のみであることを、指摘したい。したがって、厳格責任の適用は認められない。

複数国による保証

190. 海洋法条約附属書Ⅲ第4条3項によると、一定の状況において、探査・開発契約の申請者が2以上の締約国からの保証を必要とすることがある。この状況が生じるのは、申請者が、2以上の国籍を有する場合か、申請者の国籍は1つであるが他国または他国民により支配されている場合である。

191. 海洋法条約139条2項と附属書Ⅲ第4条4項は、いずれも、複数の保証国の間でどのようにして責任を分担するのかを示していない。団塊規則と硫化物規則もこの点について何も指し示していないが、例外的に、契約者の財政的実行可能性（financial viability）の認証証明については規定がある。団塊規則第12規則5項(c)と硫化物規則第13規則4項(c)は、国が支配している申請者についてはこの認証証明はその国が与えなくてはならない、とする。したがって、この場合、その国による義務不遵守は責任を伴う。

192. 前項で述べた例外以外には、保証に関する海洋法条約139条2項・関係文書は、保証国が1国である場合と複数国である場合とで区別していない。したがって、当裁判部は、保証国が複数国である場合、国際海底機構が作成する鉱業規則に別段の定めがない限り、保証国は連帯して責任を負うものとする。

賠償金の額と方式

193. 賠償金の額についても、同じく海洋法条約附属書Ⅲ第22条を参照するのが適切である。この条文は、国際海底機構と契約者について、「責任は、いかなる場合にも損害の実際の額に対応したものとす。」と規定する。これに関して、同一の内容を有する団塊規則第30規則と硫化物規則第32規則、及び、同じく同一の内容を有する団塊規則附属書4（探査契約標準条項）第16.1節と硫化物規則附属書4（探査契約標準条項）第16.1節に、留意すべきである。

194. 国が十分な賠償金または原状回復を提供する義務は、今日では慣習国際法の一部である。この結論が初めて示されたのは、1928年のホルジョウ工場事

件常設国際司法裁判所 (PCIJ) 判決においてである (PCIJ Series A, No. 17, p. 47)。この義務はまた、国際法委員会により確認されている。ILC国家責任条文31条1項は、次のように定める。「責任を負う国は、国際違法行為により生じた被害に対して十分な救済を行う義務を負う。」。当裁判部は、この点に関して、原子力や油汚染などの特定の分野に関する条約が厳格責任と共に責任制限を定めていることに、留意する。

195. 以上のことから、当裁判部は、前述193項で言及した、損害の実際の額についての契約者の責任に関する条文は、保証国の責任に関しても等しく妥当すると考える。

196. 救済の方式について、当裁判部は、ILC国家責任条文34条を参照したいと考える。これは、次の規定である。

「国際違法行為により生じた被害に対する十分な救済は、本章の規定に従い、原状回復、金銭賠償及び精神的満足の方式を単独で又は組み合わせて行われる。」

197. 当裁判部は、救済の方式は、実際の損害と、原状を回復するための技術的な実現可能性との両方に依ると考える。

198. 留意すべきであるが、団塊規則第30規則と硫化物規則第32規則に基づき、契約者は探査段階が終了した後であっても引き続き損害について責任を負う。当裁判部は、これは保証国の責任についても等しく妥当すると考える。

契約者の責任と保証国の責任の関係

199. 契約者の責任と保証国の責任との関係については、海洋法条約附属書Ⅲ第22条の規定に目を向けたい。この条文は次の規定である。

「契約者は、その操業に際して行った不法の行為から生ずる損害に対し責任を負う。ただし、機構の作為又は不作為に帰すべき責任がある場合には、当該責任を考慮する。同様に、機構は、条約第168条2の規定の違反を含め、その権限の行使及び任務の遂行に際して行った不法の行為から生ずる損害に対し責任を負う。ただし、契約者の作為又は不作為に帰すべき責任がある場合には、当該責任を考慮する。責任は、いかなる場合にも損害の実際の額に対応したものとす

る。」（下線は当裁判部による）

200. この条文は、保証国の責任について定めていない。したがって、契約者が操業に際して行った不法の行為または国際海底機構がその権限の行使及び任務の遂行に際して行った不法の行為についての主な責任は、保証国ではなく、それぞれ契約者または国際海底機構が負う。当裁判部の見解では、このことは、深海底における採鉱活動について、契約者、国際海底機構及び保証国の間の義務の分担を反映している。

201. これに関連して、本件裁判において、契約者と保証国が連帯責任を負うのかどうかという問題が提起された。海洋法条約・関係文書には、このことを示すような規定はない。連帯責任が生じるのは、複数の者が同一の損害に寄与し、その者たちの全員または一部の者に対して十分な賠償金を請求することができるような場合である。海洋法条約139条2項が設けた責任制度は、このような連帯責任を定めていない。上述のように、保証国の責任が生じるのは保証国自身がその義務を履行しないことによるのであり、他方、契約者の責任が生じるのは契約者自身の不遵守による。いずれの責任の形態も、並存する。両者の唯一の接点は、保証国の責任は、自国が保証する契約者の活動または不作為により生じる損害を前提とする、という点である（前述181項を見よ）。しかし、当裁判部の見解では、この損害は単に契機に過ぎない。ただし、この損害は、保証国に当然に起因するものではない。

202. 契約者が、海洋法条約附属書Ⅲ第22条の定めるところに従い損害の実際の額を支払った場合には、当裁判部の見解では、保証国が賠償金を支払う余地はない。

203. 契約者が損害を完全には負担しきれなかった場合、状況は複雑になる。本件裁判では、保証国がすべての必要かつ適当な措置をとったにも関わらず、その国が保証する契約者が損害を引き起こしながら責任を完全には負担できなかった場合、責任の空白が生じることになる、という指摘があった。また、保証国が自国の義務を履行しなかったがその不履行と損害の発生の間因果関係がないような場合にも責任の空白が生じる、という指摘もあった。締約国は、

陳述書及び口頭陳述において、この問題について様々な見解を示した。ある国は、保証国が残余的責任を有する、つまり海洋法条約139条2項が定める保証国の責任の条件が満たされてなくとも、保証国は自国が保証する契約者が負担しきれない損害を負担すべきである、と主張した。他方、これと逆の立場をとる締約国もあった。

204. 当裁判部は、海洋法条約139条・関係文書が設けた責任制度は、残余的責任を認めていないと考える。前述201項で述べたように、保証国の責任と契約者の責任は並存する。保証国の責任が生じるのは、海洋法条約・関係文書が定める義務を保証国が遵守しなかった場合である。他方、保証ある契約者の責任が生じるのは、その契約と契約に記された約束に基づく義務を契約者が遵守しなかった場合である。すでに示したように、保証国の責任は、自国が保証する契約者の義務不遵守により損害が発生することを前提とする。しかし、前述182項で指摘したように、このことは、自国が保証する契約者が引き起こした損害について保証国に責任を負わせるものではない。

205. 前述203項で示したように、契約者がその責任を十分には負担せず、かつ保証国が海洋法条約139条2項に従い責任を負わないような状況が生じることがあることを考慮すると、国際海底機構が、いずれの者も負担しえない損害を補償するための信託基金の設立を検討するのも、一案であろう。当裁判部は、海洋法条約235条3項がこういった可能性に触れていることに、注目する。

Ⅶ. 保証国の直接義務の違反についての責任

206. 前述201項で述べたように、海洋法条約・関係文書は、保証国の直接義務を規定している。この義務の違反についての責任は、海洋法条約139条2項第1文が定めている。

207. 直接義務の不遵守があった場合、保証国は、海洋法条約139条2項但書の定める責任免除を主張することはできない。

VIII. 「適用を妨げることなく」の文言

208. ここでは、当裁判部は、国際法が深海底責任制度に及ぼす影響について検討する。海洋法条約139条2項第1文と304条は、これらの条文は国際法の規則の「適用を妨げない」、と定めている（前述169項を見よ）。この規定を、海洋法条約第11部・関係文書が設けた責任制度における空白を埋めるために用いることができるかどうか、検討課題として残されている。

209. 前述したように、保証国が自国の義務を履行している限り、その国が保証する契約者の活動により損害が生じたとしても、海洋法条約139条2項においてその国が責任を負うことはない。こういった状況では責任の空白が生じるが、この空白は、慣習国際法上の保証国の責任によっても埋められることはない。当裁判部は、国際法委員会が国際法上禁止されない行為から生じる損害の問題に取り組んだ努力を承知している。しかし、この努力は、まだ、適法行為についての国家責任を定める規定の作成に至っていない。ここでもまた（前述205項を見よ）、当裁判部は、いずれの者も負担しないこのような損害を対象とする信託基金を設立すべきという意見があることに、国際海底機構の注意を促したい。

210. 保証国の義務不履行があったが物理的損害が発生しないような場合、これは慣習国際法の適用対象である。慣習国際法においては、損害は国家責任の要件ではない。前述178項で述べたように、このことはILC国家責任条文で確認されている。

211. 最後に、海洋法条約304条は、責任（responsibility and liability）に関する現行の国際法規則だけでなく新たな規則の発展についても言及していることを、指摘しておきたい。責任に関する国際法の制度は、静態的なものとは考えられてない。そのため、海洋法条約304条は、深海底採鉱についての責任制度を、国際法における新たな発展に開放している。このような新たな規則は、深海底採鉱制度に関して発展することもあろうし、条約あるいは慣習国際法において発展することもあろう。

質問3について

212. 当裁判部に付託された第三の質問は、次の内容である。

「保証国が、条約（特に139条と附属書Ⅲ）及び1994年実施協定に基づく自国の義務を履行するためにとらなくてはならない必要かつ適当な措置は何か。」

I. 概 要

213. 質問3の焦点は、質問1及び質問2と同様、保証国に関するものである。質問3は、保証国が、海洋法条約（特に139条と附属書Ⅲ）及び1994年実施協定において自国の義務を履行するためにとら「なくてはならない」「必要かつ適当な措置」を探りだそうとするものである。この検討のための出発点は、海洋法条約153条である。この条文が初めて、保証国という考えと保証国がとらなくてはならない措置とを導入したものであるからである。153条は、保証国がとるべき措置を具体的に示していない。同条は、この事項に関する指針について、139条と相互に参照し合っている。

214. 海洋法条約139条2項は、保証国が、条約153条2項(b)に定めるところによって自国が保証した者が条約第11部の規定を遵守しないことにより生ずる損害について責任を負わないのは、「締約国は、第153条4及び同附属書第4条4の規定による実効的な遵守を確保するためのすべての必要かつ適当な措置をとった場合」である、と規定する。

215. 条約139条2項は、何が「必要かつ適当な」措置であるかを具体的に示していない。単に、153条4項と附属書Ⅲ第4条4項に注意を向けているだけである。附属書Ⅲ第4条4項の関連箇所は、次の部分である。

「保証国は、自国の管轄の下にある者による遵守の確保のため、自国の法制度の枠内で合理的に適当な法令を制定し及び合理的に適当な行政上の措置を講じている場合には、自国が保証している契約者の義務の不履行によって生ずる損害についての責任を負わない。」

216. これらの条文で用いられている文言は若干異なるが、本質では同じ主題を扱っており、同じ意味である。附属書Ⅲ第4条4項は、139条2項の「必要かつ適当な措置」の文言の意味を説明している。

217. これらの条文では、保証国の責任の制度において、「必要かつ適当な措置」は条約の定める2つの異なる機能（しかし相互に関連する）を有している。すなわち、一方で、これらの措置は、契約者が海洋法条約・関係文書及び関連契約に基づく義務を遵守することを確保する機能を有する。他方で、これらの措置は、条約139条2項と附属書Ⅲ第4条4項が定めるように、保証国が、自国が保証する契約者が引き起こした損害についての責任を免除する機能も有する。前者の機能は、質問1への回答において、自国が保証する契約者の遵守を確保すべき保証国の相当の注意義務に関連して、説明した。後者の機能については、質問2への回答において部分的に説明したが、以下で更に取り扱うこととする。

II. 法令と行政上の措置

218. 条約附属書Ⅲ第4条4項は、保証国に対し、法令を制定し行政上の措置を講じることを要請している。つまり、この条文が、法令の制定と行政上の措置の実施を義務づける規定である。ここで要請されている法令と行政措置の対象と範囲は、保証国の法制度に依る。法令の制定について規定が置かれているのは、契約者の義務のすべてを、必ずしも行政措置あるいは契約内容のみで実施できるとは限らないためである（後述223～226項で詳しく示す）。つまり、国によっては、契約者の義務の履行にあたり、保証国が法令を制定することが不可欠であるような場合もあろう。しかし、法令それだけでは、この点に関して完全な対応策にはならない。法令遵守を確保するための行政措置も、必要となろう。この法令と行政措置には、自国が保証する契約者の活動を積極的に監督するための実施体制を設けることが含まれる。また、保証国と国際海底機構との間で、両者の活動の重複を避けるために調整を行うことも含まれよう。

219. 保証国は契約者が契約の条件と海洋法条約上の義務に従って行動することを確保する義務を負うから、保証国の法令と行政措置は、契約者と国際海底機構との間の契約が効力を有するすべての期間において、効力を有するものでなくてはならない。この法令と行政措置の存在は、契約者が国際海底機構と契約を締結するための前提条件ではないけれども、保証国の相当の注意義務の遵守と責任免除のための必要条件である。

220. なお、団塊規則が採択されたのは、先行投資者の登録がなされた後のことであった。このことを考慮すると、証明国は、必要に応じて、自国の法令と行政措置を鉱業規則の規定に合致させなくてはならない。

221. 保証国がとるべき国内措置は、また、団塊規則第30規則と硫化物規則第32規則が定めるように、探査段階が終了した後でも契約者の義務を適用範囲に含めるべきである。

222. すでに示したように、国内措置は、一旦講じられればその後は永続的に適当なものであり続ける、ということにはならない。当裁判部の見解では、その国内措置は、現行の基準に合致すること及び契約者が人類の共同の財産を害することなくその義務を実効的に遵守することを確保するために、絶えず見直されるべきものである。

Ⅲ. 契約という手法による遵守？

223. 海洋法条約附属書Ⅲ第4条4項においては、保証国が講じるべき措置は、法令と行政措置という形態である。したがって、保証国が契約者と契約（例えば保証協定）を締結するという手法だけで自国の義務を遵守したとは、考えることはできない。この手法は、上記条文に合致しないばかりか、海洋法条約一般特に第11部にも合致しない。

224. 保証国と契約者の間の契約上の義務だけでは、条約附属書Ⅲ第4条4項が定める法令と行政措置に効果的に代替するものとはならない。また、この手法では、契約者以外の者は保証国に対して法的義務を援用することができない。

225. 更にいうと、この「契約的」手法は透明性を欠く。この手法では、保証国が自国の義務を履行したことを公に入手しうる手段で証明することは、困難である。保証協定（sponsorship agreement）は、公に入手することができないし、実際のところ全く必要でないこともある。条約附属書Ⅲも団塊規則・硫化物規則も、保証国と契約者の間で保証協定が締結されたとしても、これを国際海底機構に提出すべきとか公表すべきとは定めていない。唯一の義務は、保証国が発行する保証証明書（certificate of sponsorship）の提出である（団塊規則第11規則3項(f), 硫化物規則第11規則3項(f)）。この保証証明書において、保証国は、「条約第139条、第153条及び附属書Ⅲ第4条4に従って義務を負う」ことを宣言する。

226. 上述したように、保証国の役割は、自国の管轄下にある者が深海底採鉱に関する規則を遵守することを確保するため、国際海底機構を援助することによって及び自国のみで行動することによって、人類共同財産原則の適切な実施にあたりすべての国の共通利益に貢献することである。契約という手法のみでは、保証国が負う義務を満足することができない。保証国は、国内法に基づき契約を締結したというだけでは、条約153条4項に従って国際海底機構を援助したと主張することはできない。

IV. 措置の内容

227. 海洋法条約は、自国の義務を履行するためにいかなる措置をとるべきなのかの判断を、保証国に委ねている。こういった事項に関する政策選択は、保証国が行わなくてはならない。このことを考慮して、当裁判部は、保証国が条約に基づく自国の義務を履行するためにとらなくてはならない必要かつ適当な措置について具体的な助言を与えることは要請されていない、と考える。司法機関は、その司法的性格に合致しない機能を遂行することはできない。しかし、当裁判部は、保証国が行う政策選択を害しない範囲で、保証国が条約139条2項、153条4項及び附属書Ⅲ第4条4項における措置を選択するにあたり有用

であると考えよう一般的な考慮要素を示すことが適当であると考え。

228. 海洋法条約附属書Ⅲ第4条4項の規定における保証国の義務に関して期待されることは、この条文の第2文で明らかにされている。この第2文は、保証国に対し、自国の管轄の下にある者による遵守の確保のため、自国の法制度の枠内で「合理的に適当な」法令を制定し及び「合理的に適当な」行政上の措置を講じることを、義務づけている。何が適当であるかを判断する基準は、明らかでない。講じられる措置は、「合理的に適当な」ものでなくてはならない。講じられる措置が適当であることを正当化できるのは、その措置が合理性(reason)に合致しかつ恣意的でない場合に限られる。

229. 保証国が講じる措置は、自国の法制度の枠内で保証国自身が判断してはならない。したがって、この判断は保証国の裁量に委ねられる。条約附属書Ⅲ第4条4項は、保証国に対し、「合理的に適当な」法令を制定し「合理的に適当な」行政上の措置を講じることを義務づけており、保証国は、そうすることで、自国が保証する契約者による義務不遵守によって生じる損害についての責任を免除される。保証国のこの義務は自国の法制度の枠内で行動することであり、その際には特に自国の法制度の特性を考慮してはならない。

230. 以上を踏まえてから、保証国がとるべき措置に関する一般的な考慮要素を述べるのが適当であろう。まず、保証国は、条約附属書Ⅲ第4条4項において講じるべき行動に関して、絶対的な裁量を有しているわけではない。保証国は、いかなる措置が合理的に適当であるかを判断するにあたり、人類全体のために行動する国際海底機構を援助する義務の範囲で、人類全体の利益との関係において合理的で関連がありかつこの利益に貢献する方法で、適切な選択肢を客観的に考慮してはならない。保証国は誠実に行動しなくてはならないが、その行動が人類全体の利益に有害な影響を及ぼす恐れがある場合には、特にこれが求められる。誠実に行動する必要は、海洋法条約157条4項と300条でも強調されている。保証国がとるすべての措置は、合理性と非恣意性を維持してはならない。保証国が合理的に行動しない場合、その行動は条約187条(b)(i)に基づき当裁判部での審理の対象となりうる。

231. この事項に適用される保証国の法令に関していかなる制約があるのかを検討することは、有益であろう。これに関しては、条約附属書Ⅲ第21条3項に注意を向けたい。この条文は次のように規定する。

「いずれの締約国も、条約第11部の規定に反する条件を契約者に課してはならない。ただし、締約国が、自国の保証する契約者又は自国を旗国とする船舶に対し、第17条2(f)の規定によって採択される機構の規則及び手続よりも厳しい環境に関する法令又は他の法令を適用することは、同部の規定に反することとはみなされない。」

232. この条文は、保証国に対し、条約第11部の規定に「反する」条件を契約者に課してはならないという一般的義務を課している。しかし、同時に、その例外も設けている。すなわち、保証国は、自国が保証する契約者と自国を旗国とする船舶に対し、条約附属書Ⅲ第17条2項(f)の規定（海洋環境の保護に関する規定）に基づき国際海底機構が採択する規則と手続よりも厳しい環境その他に関する法令を、適用することができる。

233. ここでは条約附属書Ⅲ第21条3項に規定される保証国の義務を取り上げているが、深海底採鉱についての法制度における契約者の義務とこの義務に対応する保証国の義務についても、考慮しなくてはならない。条約附属書Ⅲ第4条4項に従い、契約者は、国際海底機構との契約の条件と海洋法条約に基づく義務に「従って」深海底における活動を行わなくてはならない。この条文は、契約者がこの義務を履行することを確保するのは保証国の義務である、と規定する（前述75項を見よ）。

234. 保証国は、必要と考えるときには、自国の法制度に基づき、海洋法条約上の義務を履行するために必要な条項を自国の国内法に設けることができる。こういった条項としては、特に、自国が保証する契約者の財政的実行可能性と技術能力、保証証明書の発行条件、及び契約者による不遵守に対する違約罰に関するものがあろう。

235. 更にいうと、海洋法条約自体が、様々な条文で、保証国の法令が対象とすべき問題を具体的に定めている。特に、当裁判部の裁判の執行について定め

るITLOS規程39条は、次のように規定している。

「海底紛争裁判部の裁判については、執行が求められる領域の属する締約国の最上級の裁判所の判決又は命令と同様の方法で、当該締約国の領域内において執行可能なものとする。」

条約附属書Ⅲ第21条2項についても、参照することができよう。これは次のように規定する。「各締約国は、この条約に基づいて管轄権を有する裁判所によって行われる機構及び契約者の権利及び義務に関するいずれの最終的な決定についても、自国の領域内において執行可能なものとする。」。国によっては、これらの条文を実施するための特別の法律が必要となろう。

236. その他に、保証国の直接義務（前述121項を見よ）を定める条文から、参考となる情報を見いだすことができよう。例えば、深海底活動を管理する国際海底機構を援助する義務、予防的アプローチを適用する義務、環境のための最良の慣行を適用する義務、海洋環境の保護のために国際海底機構が緊急の命令を発する事態における対応能力の保証を確保するために措置をとる義務、汚染から生じる損害に関して救済手段の利用を確保する義務、及び、環境影響評価を行う義務、がある。これらの義務は例示に過ぎないことを、強調しておく。

237. この点に関して、当裁判部は、ドイツが制定した深海底採鉱法とチェコ共和国が制定した法律に留意する。

238. 適用のある契約は国際海底機構と契約者の間の契約のみでありこの契約それ自体は保証国を拘束するものではないが、しかし、保証国は、契約者がその契約を遵守することを確保する義務を負う。したがって、保証国は、契約者が契約上の義務を実効的に履行することを妨げるのではなく、その履行について契約者を援助するような法令を制定し行政上の措置を講じなくてはならない。

239. 自国が保証する契約者の義務を執行可能なものとするよう確保することは、保証国の「相当の注意」義務に含まれる。

240. 国際海底機構が採択する環境保護に関する規則と手続は、海洋法条約附属書Ⅲ第21条3項が定めるように、保証国が契約者に適用する環境その他に関する法令のための最低限の厳格基準として用いられるものである。この条文が

黙示的に示しているように、保証国は、海洋環境の保護に関する限り、自国が保証する契約者に対しより厳しい基準を適用することができる。

241. 海洋法条約209条2項は、これと同じ手法に基づいている。この条文に従い、「自国を旗国とし、自国において登録され又は自国の権限の下で運用される船舶、施設、構築物及び他の機器により行われる」深海底活動からの海洋環境の汚染に関して国が制定する法令に定められる要件は、少なくとも、第11部の規定に従って定められる「国際的な規則及び手続と同様に効果的なもの」でなくてはならない。この国際的な規則及び手続は、主として、国際海底機構が採択する国際的な規則と手続である。

*

* *

242. 以上の理由により、
当裁判部は、

1. 全員一致で、

要請された勧告的意見を与える管轄権を有することを、決定する。

2. 全員一致で、

勧告的意見の要請に応じることを、決定する。

3. 全員一致で、

国際海底機構理事会が付託した質問1に対し、次のように回答する。

保証国は、海洋法条約・関係文書において、次に掲げる2種類の義務を有する。

A. 自国が保証する契約者が契約の条件及び海洋法条約・関係文書の定める義務を遵守することを確保する義務。

これは、「相当の注意」義務である。保証国は、自国が保証する契約者による遵守を確保するために、可能な限り最善の努力を行うよう義務づけられる。相当の注意の基準は、時代により異なり、また危険の水準と当該活動に依る。

この「相当の注意」義務は、保証国に対し、自国の法制度の枠内で措置をとるよう義務づけている。その措置は、法令及び行政上の措置でなくてはならない。適用のある基準は、この措置が「合理的に適当な」ものでなくてはならないこと、である。

B. 自国が保証する契約者が行う一定の行動を確保する義務以外に保証国が遵守しなくてはならない直接義務。

これらの義務の遵守もまた、保証国の「相当の注意」義務の履行における関連要因と考えることができる。

保証国が負う最も重要な直接義務は、次の通りである。

- (a) 海洋法条約153条4項が規定する国際海底機構を援助する義務
- (b) リオ宣言第15原則及び団塊規則と硫化物規則に反映されている予防的アプローチを適用する義務。この義務もまた、保証国の「相当の注意」義務の不可分の一部であるとみなすべきであり、2つの鉱業規則の適用範囲外にも適用される。
- (c) 硫化物規則に定められている「環境のための最良の慣行」を適用する義務。この義務は、団塊規則の文脈においても等しく適用される。
- (d) 海洋環境の保護のために国際海底機構が緊急の命令を発する事態における対応能力の保証を確保するために措置をとる義務
- (e) 救済手段の利用を提供する義務

保証国は、1994年実施協定附属書第1節7項の定める環境影響評価を実施する義務を契約者が遵守するよう確保する相当の注意義務を負う。環境影響評価を実施する義務もまた、慣習法上の一般的義務であり、海洋法条約206条にお

いてすべての国の直接義務として、また153条4項に基づき国際海底機構を援助すべき保証国の義務の1つとして、定められている。

これら2種類の義務は、適用のある条文に別段の定めがない限り、先進国と途上国の両方に等しく適用される。別段の定めとしては、例えば、団塊規則と硫化物規則が言及しているリオ宣言第15原則がある。この原則は、予防的アプローチは各国により「その能力に応じて」適用される、とする。

途上国の特別の利益とニーズを考慮する海洋法条約の条文は、途上国が先進国と平等の立場で深海底採鉱に参加できるように、効果的に履行されるべきである。

4. 全員一致で、

国際海底機構理事会が付託した質問2に対し、次のように回答する。

保証国の責任(liability)は、海洋法条約・関係文書における義務(obligations)の不履行により生じる。保証国が保証する契約者が義務を遵守しない場合、その不遵守それ自体が保証国の責任を生じさせることはない。

保証国の責任が生じる条件は、次の通りである。

- (a) 海洋法条約上の保証国の義務(responsibilities)の不履行、及び、
- (b) 損害の発生。

保証国が相当の注意義務を遵守しない場合の責任は、その不遵守と損害の間に因果関係が確認されることを必要とする。この責任は、保証国が保証する契約者が義務を遵守しないことにより生じる損害を契機とする。

保証国の不遵守と損害の間の因果関係の存在は、証明が必要であり推定されることはない。

保証国は、自国が保証する契約者による義務の「実効的な遵守を確保するためのすべての必要かつ適当な措置」をとった場合には、責任を免除される。この責任免除は、保証国が自国の直接義務を履行しない場合には、適用されない。

保証国の責任と契約者の責任は、並存するものであり、連帯責任ではない。

保証国は、残余的責任を負わない。

保証国が複数ある場合、国際海底機構の鉱業規則において別段の定めがない限り、すべての保証国が連帯して責任を負う。

保証国の責任は、損害の実際の額に対応したものでなければならない。

団塊規則及び硫化物規則に従い、契約者は、探査段階が終了した後であっても引き続き損害について責任を負う。このことは、保証国の責任についても、同様に妥当する。

海洋法条約・関係文書に定められた責任に関する規則は、国際法の規則の適用を妨げない。保証国が自国の義務を履行している場合、自国が保証する契約者が損害を引き起こしても、保証国の責任は生じない。保証国が自国の義務を履行しなかったが損害が生じなかった場合、その違法行為の結果は慣習国際法により決せられる。

海洋法条約の適用がない損害を扱うための信託基金の設立は、検討の余地がある。

5. 全員一致で、

国際海底機構理事会が付託した質問3に対し、次のように回答する。

海洋法条約は、保証国に対し、自国の法制度の枠内で法令を制定し行政上の措置を講じることを、義務づけている。これらの法令と行政措置は2つの異なる機能を有しており、1つは契約者の義務遵守を確保することであり、もう1つは保証国の責任を免除することである。

これらの法令と行政措置の範囲と内容は、保証国の法制度に依る。

これらの法令と行政措置には、自国が保証する契約者の活動を保証国が積極的に監督するための及び保証国の活動と国際海底機構の活動を調整するための実施体制を設けることが含まれる。

これらの法令と行政措置は、契約者と国際海底機構との間の契約が効力を有するすべての期間において、効力を有するものでなくてはならない。これらの

法令と行政措置の存在は、国際海底機構と契約を締結するための条件ではない。ただし、これは、保証国の相当の注意義務を履行するための及び保証国が責任免除を求めるための、必要条件である。

これらの国内措置は、団塊規則第30規則及び硫化物規則第32規則が規定しているように、探査段階が終了した後も、契約者の義務を適用範囲に含めるべきである。

保証国がとる措置は法令と行政措置でなければならないという要件に照らして考えると、保証国が契約者と契約上の協定を締結するだけで自国の義務を遵守したとみなすことはできない。

保証国は、法令の制定と行政上の措置の実施に関して絶対的な裁量を有するわけではない。保証国は、人類全体の利益との関係において合理的で関連がありかつこの利益に貢献する方法で、様々な選択肢を考慮した上で、誠実に行動しなくてはならない。

海洋環境の保護については、保証国の法令と行政措置は、少なくとも、国際海底機構が採択する規則と同様に厳しいものであり、かつ、国際的な規則及び手続と同様に効果的なものでなくてはならない。

保証国が自国の国内法で規定する必要があると考える事項としては、特に、自国が保証する契約者の財政的実行可能性と技術能力、保証証明書の発行条件、及び契約者による不遵守に対する違約罰、といったものがあろう。

自国が保証する契約者の義務を執行可能なものとするよう確保することは、保証国の「相当の注意」義務に含まれる。

保証国がとるべき国内措置の内容については、海洋法条約・関係文書の様々な条文に示されている。特に、このことは、ITLOS規程39条の規定——当裁判部の裁判については、執行が求められる領域の属する締約国の最上級の裁判所の判決または命令と同様の方法で、当該締約国の領域内において執行可能なものとする、と定める——に適用される。

本勧告的意見は、2011年2月1日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置き、他の2部をそれぞれ国際海底機構事務局長と国際連合事務総長に送付する。

(Treves海底紛争裁判部長の署名)

(Gautier国際海洋法裁判所書記の署名)

(2015年9月29日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究(B)(一般)「国連海洋法条約体制の包括的分析—条約発効20年の総括と将来への展望」(JSPS科研費15H03294)による成果の一部である。